

平成 27 年 12 月 22 日

東京都知事
舛添 要一 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 宇賀 克也

東京都情報公開条例第 34 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 12 月 14 日付 27 主資固第 203 号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）） に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋））に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋））における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先及び再委託先への管理監督は適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務においての必要性が高いと考えられる一方で、リスクが高まる要素でもあるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

2 データの外部出力について

当該事務において使用する税務総合支援システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムからの外部記録媒体による出力については、出力可能な端末をシステム管理部門及びデータセンターに限定し、承認手順を経ることで可能としており、データの外部出力について、適正な管理が行われている。今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 アクセス権限の管理について

当該事務において使用する全てのシステムに係るアクセス権限について、

詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

また、委託先に対するID付与においても、委託業務内容に照らし、個人番号にアクセスできない権限とするといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や組織改正等への変更に対するアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

4 個人番号の利用について

前回の評価実施時には個人番号を含まないとされていた減額申請書等について、地方税法施行規則の改正に伴い、平成28年1月から個人番号の記載を求めることとなったため、今回の再評価の実施に至った。

課税の基礎となる東京法務局からの登記通知は、現時点においては、個人番号を含まない情報であるが、今後、利用拡大に伴い個人番号を東京法務局から入手することとなった際には、委託に係る安全管理も含め業務に大きな変更が生じ、リスク分析及びその措置の見直しが必要となる点に留意し、今後とも個人番号の取扱いについて継続的な検討を図ること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成27年12月14日	諮問
平成27年12月15日から同月18日まで	本評価書案概要説明・審議 (第15回特定個人情報保護評価部会)
平成27年12月22日	「地方税の賦課事務（固定資産税・都市計画税（土地・家屋）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏